

事務連絡
平成20年5月13日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）・労働主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省
社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
職業安定局高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課

「所得税法等の一部を改正する法律」等の公布について

平素より、障害福祉行政及び障害者雇用対策に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、支援事業所取引金額が増加した場合の3年以内取得資産の割増償却制度（障害者の働く場に対する発注促進税制）の創設等を内容とする「所得税法等の一部を改正する法律」（平成20年法律第23号）が成立し、平成20年4月30日に公布されました。

今般創設された障害者の働く場に対する発注促進税制は、就労継続支援事業所や特例子会社などの「障害者の働く場」に発注した場合に、発注元の企業が税制上の優遇を受けられるものであることから、企業の「障害者の働く場」への発注を増加させるインセンティブとなるものであり、障害者の良質で安定的な仕事の確保につながるものと考えております。

つきましては、本制度の内容及び留意事項等については下記のとおりですので、御了知の上、本制度が積極的に活用されるよう、管内市町村、関係団体、障害者支援施設等を経営する社会福祉法人等に御周知いただきますよう格別の配慮をお願いします。

記

1. 制度の概要【租税特別措置法第13条の2、第46条の3、第68条の32】

企業（下記（1）の税制優遇対象者をいう。以下同じ。）が就労継続支援事業所や特例子会社などの「障害者の働く場」への発注額（資産を譲り受け、又は役務の提供を受けた対価として支払った金額をいう。以下同じ。）を前年度より増加させた場合におい

て、当該発注額の増加に応じて（注1,2）企業が有する減価償却資産（注3）の割増償却を受けることが可能となるもの。

本制度の活用により、企業は当該年度の費用（損金）の上積が可能となり、その結果、当該年度の法人税（個人事業主については所得税）額を軽減する効果がある。

（注1）割増して償却される限度額は前年度からの発注増加額。ただし、対象となる減価償却資産の普通償却限度額の30%を限度

（注2）前年度に発注がない場合は、当該年度の「発注額」がそのまま「発注増加額」となる。

（注3）現事業年度を含む3年以内に取得した資産

（1）税制優遇対象者（発注を行う企業）

青色申告書を提出する全ての法人又は個人事業主

（2）税制優遇の対象となる発注先（企業から発注を受ける事業所）【租税特別措置法施行令第6条の7、第29条の2の2、第39条の61】

（ア）障害者自立支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）を行う事業所

（イ）障害者自立支援法第5条第1項に規定する施設障害福祉サービスとして生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う障害者支援施設及びのぞみの園

（ウ）障害者自立支援法第5条第21項に規定する地域活動支援センター

（エ）障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項の特例子会社

（オ）次に掲げる要件をすべて満たす事業所（重度障害者多数雇用事業所）

① 障害者の雇用者数が5人以上であること

② 労働者の総数に占める障害者の割合が20%以上であること

③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上であること。

（カ）障害者自立支援法附則によりなお従前の例により運営することができることとされた、同法による改正前の身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法に基づく施設

① 身体障害者授産施設（身体障害者福祉工場を含む。）

② 精神障害者授産施設又は精神障害者福祉工場

③ 知的障害者授産施設（知的障害者福祉工場を含む。）

（3）適用期間

平成20年4月1日～平成25年3月31日（青色申告書を提出する法人）

平成21年1月1日～平成25年12月31日（青色申告書を提出する個人）

2. 留意事項

- (1) 「障害者の働く場」に発注を増加させた企業が、税制優遇を受けるためには、発注先からの領収書等発注額を証明する書類のほか、上記1(2)の事業所等の種別に応じ、それぞれ以下の書類を保存している必要があるとされているところである。

これに関し、障害者自立支援法上の指定書類の写し等が必要となる場合があるため、当該書類について、企業から発注を受けた事業所等又は税務当局などから照会があった場合については、それぞれの書類の所管部局において、適切な協力をいただくよう御配慮願いたいこと。

(保存が必要な書類) 【租税特別措置法施行規則第5条の21、第20条の18の2、第22条の39の2】

- (ア) 都道府県知事が障害者自立支援法第29条第1項の指定を行った旨を証する書類の写し
- (イ) 障害者支援施設については、都道府県知事が障害者自立支援法第29条第1項の指定を行った旨を証する書類の写し。のぞみの園については、のぞみの園が設置する施設である旨を証する書類
- (ウ) 市町村の障害者自立支援法第77条第1項の地域活動支援センターに該当する旨を証する書類の写し(市町村等の委託契約書や認可通知書の写し等)
- (エ) 厚生労働大臣、都道府県労働局又は公共職業安定所長が障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項の認定を行った旨を証する書類の写し
- (オ) 公共職業安定所長が当該事業所について上記1(2)(オ)の要件を満たす旨を証する書類の写し(障害者雇用証明の写し等)
- (カ) ① 都道府県知事(大都市特例の場合は指定都市又は中核市の長)が身体障害者授産施設(身体障害者福祉工場を含む。)について、障害者自立支援法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法第17条の10第1項の指定を行った旨を証する書類の写し
- ② 都道府県(大都市特例の場合は指定都市又は中核市の長)が精神障害者授産施設又は精神障害者福祉工場について、障害者自立支援法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条第2項の規定による届出を受理した旨を証する書類の写し
- ③ 都道府県知事(大都市特例の場合は指定都市又は中核市の長)が知的障害者授産施設(知的障害者福祉工場を含む。)について、障害者自立支援法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法第15条の11第1項の指定を行った旨を証する書類の写し
- (2) 本制度では、前年度に発注がない場合は、当該年度の「発注額」がそのまま「発注増加額」となる。

このため、本制度は、特にこれまで「障害者の働く場」に発注したことのない企業に対してよりインセンティブとなるものであることから、このような企業に積極的に周知を行い、発注のきっかけ作りを行うとともに、福祉サービス事業者等が新規の企業開拓を行う際に本制度を利用することを促すなど、積極的な活用を促していただくよう御配慮願いたいこと。

※ 厚生労働省ホームページに別添パンフレットの電子データを掲載しますのでご活用下さい。

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
障害福祉課 企画法令係
電話：03-5253-1111（内線3148）

職業安定局高齢・障害者雇用対策部
障害者雇用対策課 雇用促進係
電話：03-5253-1111（内線5855）